

春日井市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員の定数）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、第2条第1項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

〔一部省略〕

別表（第2条、第3条関係）

| 執行機関 | 附属機関 | 担当事務 | 委員の定数 |
|------|------------------------|--|-------|
| 市長 | 春日井市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議 | 新型インフルエンザ等の発生に対する準備、健康危機発生時の対応及び被害からの回復についての調査及び審議 | 21人以内 |
| | 春日井市地域公共交通会議 | 地域に応じた旅客運送の確保及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項についての審議 | 20人以内 |
| | 春日井市多文化共生審議会 | 多文化共生に関する審議 | 12人以内 |